

障害年金とは、国民年金や厚生年金に加入している人が病気やけがなどで重い障害を負ったため生活や仕事が制限された場合などに受け取れる公的年金のことである。障害基礎年金と障害厚生年金がある。本会会員が受給している共済年金は、2015年10月から厚生年金に一元化されることを認知しておきたい。

障害年金の受給対象には「認定基準」があるが、6月1日から「障害年金の認定基準の一部改正」が実施される。改正のポイントのあらまは、① 音声または言語機能の障害、② 腎疾患による障害、③ 排せつ機能の障害（人工肛門など）、④ 聴覚の障害。

身体的障害のほかに、うつ病や統合失調症などの精神疾患を抱える人も障害年金の受給対象になっている。障害年金を受給できることを知らない人や申請しても書類の不備などで受給をあきらめてしまっている人が多くいるという。

精神疾患を抱えている人向けに、障害年金について解説した書籍 特定社会保険労務士 井坂 武史 著『わかりやすい障害年金入門』をNPO法人「地域精神保健福祉機構(コンボ)」が発行した。 1800円(本体)

(厚生労働省 HPから)